

○経済産業省告示第 号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第九十条の二ただし書の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第七十六号（計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月六日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入